

事後審査型一般競争入札の試行導入のお知らせ

土木建築部では、競争参加資格の審査を入札執行後に行う「事後審査型一般競争入札」を平成 24 年 4 月 10 日以後に公告を行う工事から試行導入することとしたのでお知らせします。概要は下記のとおりです。

記

- 1 対象工事**
電子入札システムで実施する一般競争入札（総合評価方式を除く。）による工事の一部で試行する。
なお、実施する工事については、入札公告において「事後審査型」であることを明記する。
- 2 入札参加申請**
入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書のみ（資格確認資料は添付しない）を、原則、電子入札システムで提出するものとする。
- 3 落札決定の保留**
開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）があるときは、その者の競争参加資格を審査するため、落札決定を保留し、その旨を保留通知書により入札参加者に通知する。
- 4 落札候補者の決定**
落札候補者は、有効な最低の価格をもって入札を行った者から順に 3 者まで決めるものとする。
落札候補者に対しては、FAX により「資格確認資料の提出について」通知するので、通知に記載された期日までに資格確認資料を持参により提出するものとする。
- 5 競争参加資格の審査**
落札候補者のうち、最低の価格をもって入札を行った者から順に競争参加資格の審査を行う。審査の結果、落札候補者が競争参加資格を有しないものであると認められたときは、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者の競争参加資格を審査するものとする。当該工事の競争参加資格を有する適格者が確認できるまで、順次、これを行うものとする。
ただし、落札候補者を複数決める場合、資格を有する適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの審査は行わないものとする。
- 6 落札者の決定又は競争参加資格不適格の決定**
資格確認審査の結果、落札候補者が競争参加資格を有する適格者であると認められた場合は、落札者として決定し、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。
また、落札候補者に競争参加資格がないと認められた場合は、競争参加資格がない理由を付して通知するものとする。当該通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内にその理由について説明を求めることができる。

詳細については、土木企画課ホームページ > 入札関連情報 > 例規集 > 「沖縄県土木建築部における事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い」でご確認ください。

一般競争入札（事後審査型）の流れ

沖縄県土木建築部

一般競争入札(事後審査方式)における入札公告から落札者の決定までの流れは、以下のとおりです。

